

令和6年度 業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構

令和7年6月25日

目 次

行政執行法人	効率化評価	総合評定	2
行政執行法人	効率化評価	項目別評定総括表	3
行政執行法人	効率化評価	項目別評定調書	4

1. 全体の評価	
評価 (S、A、B、C、D)	(B)：主務省令期間における効率化計画を達成していると認められる
評価に至った理由	「経済産業省独立行政法人の目標策定及び評価基本方針」に基づき評価を行い、事業計画の所期の目標を達成したため、総合評価をBとした。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	—

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	—

年度目標	年度評価					効率化 評価	項目別 調書No.	備考欄
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			
業務運営の効率化に関する事項								
	B	B	B	B	(B)	(B)	I	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	調達の合理化、効率化	公告から適合証明書等又は入札書提出期限までの期間を平均で25日以上	25日	26.8日	28.0日	28.4日	28.3日	28.4日	
	調達の合理化、効率化	契約する予定情報の充実を図り、100件以上公告前に公表	100件	181件	198件	164件	185件	138件	
	給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数	100.0以下（年齢・地域・学歴勘案）	100.0	94.7	94.2	94.6	95.3	95.4	

3. 主務省令期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価及び主務大臣による評価				
	年度目標参考事項 (令和6年度目標)	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。 また、調達等合理化計画に基づき		Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組に関する目標 ●運営費交付金業務の予算削減における効率化 機構は、主務省令に定める期間（5年間）において、毎事業年度、新規に追加されるものや拡充分の他、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費等を除外した上で、業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減を係数として乗じた運営費交付金の交付を受け、効率化目標（業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減）を達成した。 ●調達等合理化計画 調達等合理化計画については、主務省令に定める期間（5年間）において、毎事業年度、契約監視委員会の上を承を経て公表するとともに、一者応札・応募の減少のために事業者が応札準備期間を十分に確保できるように、以下の取組を継続的に実施した。	全体評価：B 機構は、主務省令に定める期間（5年間）において、毎事業年度、「1. 業務改善の取組に関する目標」、「2. 給与水準の適正化等」、「3. 業務の電子化（令和2～3年度）、情報システムの整備及び管理業務（令和4～6年度）」を軸に機構全体の業務運営の効率化に努め、計画を達成した。 業務改善の取組に関する経費目標については、業務経費を前年度比1%以上、一般管理費を前年度比3%以上の経費削減をするとともに、調達等合理化計画に基づいた適正化の取組について指標を達成した。 給与水準の適正化等については、給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数は国家公務員と同水準であり、適正な給与水準を維持した。

	調達の改善を図る。	- すべての役務調達について入札説明会の実施や調達予定情報の Web サイトでの公開等による情報提供の充実 - 機構 Web サイトから入札説明書をダウンロードできる仕組みや Web 会議を活用した入札説明会の実施や、電子入札システムによる入札の拡大を行う等、入札参加者の利便性の向上 - 応募者の増加を促すため、十分な公告期間の確保や入札案件に応じた入札参加資格（ランク）の緩和 - 入札不参加事業者への聞き取り調査を行い、改善策を検討 以上を踏まえ、主務省令に定める期間（５年間）において、一者応札・応募減少のため、年度ごとに「公告から適合証明書等又は入札書提出期限までの期間を平均で 25 日以上確保」及び「契約する予定情報の充実を図り、100 件以上公告前に公表」の指標を設定し、いずれの年度も指標を達成するなど、調達の合理化、効率化を図っている。	業務の電子化、情報システムの整備及び管理業務としては、新型コロナウイルス感染症対策を含めてのテレワーク環境の整備や押印レスの推進等、機構職員がより効率的・効果的に業務を実施できる環境を整備した。また、PMO 組織であるデジタル監を設置し、PJMO の支援や情報システム整備に係る投資対効果の精査に取り組んだ。	
	２．給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。	２．給与水準の適正化等 機構は、主務省令に定める期間（５年間）において、毎事業年度、人材の効率的・有効活用、適正配置を推進し、職員数及び人件費の厳正な管理を行うことで、給与水準の適正化を図った。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で求められている国家公務員の給与を参酌した給与水準の妥当性については、給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数を算出し、主務省令に定める期間（５年間）において、国家公務員とほぼ同水準であり、適正な給与水準を維持した。		
	３．情報システムの整備及び管理業務 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）であるデジタル監の下で、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO（ProJect Management Office）への支援を実施する。 また、機構の情報基盤システム（NITE-LAN システム）については、令和 7 年度導入を目指し、次期 NITE-LAN を構築する。 さらに、NITE-LAN システムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性	３．業務の電子化（令和 2 ～ 3 年度） ３．情報システムの整備及び管理業務（令和 4 ～ 6 年度） 機構は、主務省令に定める期間（５年間）において、以下のとおり、業務の電子化、情報システムの整備及び管理業務に取り組んだ。 ●テレワーク環境の整備及び Web 会議環境の拡充 新型コロナウイルス感染症対策として国からテレワークが求められる中、職員全員が自宅等から NITE-LAN システムを使ってテレワークできる環境を整備するとともに、テレワーク下においても職員間のコミュニケーションを取ることができるよう Web 会議環境（会議ツールの提供、Web カメラ等の導入）を拡充した。これらにより、機構が外部向けに実施する業務報告会やセミナーに、国内全ての地域から参加することが可能となり有意義なものとなった。 ●書面・押印・対面による手続の見直し 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）や「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）、「会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し」（令和 2 年 11 月 16 日、内閣官房行政改革推進本部事務局）を受け、令和 2 年度から、原則、書面での手続を廃止し、機構外部からの提出物については、法令等に定められた場合を除き、押印を不要とした。また、機構から発行する文書も、原則、押印を廃止し、電子契約等に対応するため「電子署名サービス」を導入した。さらに、令和 3 年度に調達手続の電子化のため、電子入札システムの導入・運用を開始し、入札参加事業者の利便		

化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。 加えて、業務の電子化の一層の推進、すでに電子化された業務やシステムの見直し等情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。その際には、情報セキュリティや内部統制の確保の観点を踏まえることとする。 上記取組の実施に際しては、以下を指標とする。 ＜指標＞ ・指標１：PMOの支援実績 ・指標２：情報システム整備に係る投資対効果の精査結果	（令和５年度） ・PMOの設置及び支援実績 ・情報システム整備に係る投資対効果の精査結果 （令和６年度） ・PMOの支援実績 ・情報システム整備に係る投資対効果の精査結果	性向上を図った。 ●NITE-LANシステムの安定運用 NITE-LANシステムの安定運用を確保するため、脆弱性情報を提供するサービス等を利用して積極的に脆弱性情報、アップデート情報及び不具合情報を収集し、これらに迅速に対応するとともに、不具合が発生しそうな部品の交換等の予防的な対策を積極的に行った。これにより、主務省令に定める期間（５年間）において、情報システム基盤としてのNITE-LANシステムの稼働率99%以上と高水準を維持した。 ●次期NITE-LANシステムの構築 令和３年度にNITE-LANシステムの見直し方針を策定、現行NITE-LANシステムの市場化テストでの評価後に調達手続きを開始し、令和４年度に入札を行ったが、世界的な半導体不足や円安の影響で調達が不調になったため、調達仕様書を見直しコスト削減を図った上で再度入札を行い、令和５年度に構築事業者と契約を締結した。 令和６年度に次期NITE-LANシステムの構築を開始し、構築支援事業者の協力を得ながら基本設計、詳細設計、システム構築及びサイト展開を行い、令和７年４月運用を開始することとなった。 ●情報システムの調達等 機構は、主務省令に定める期間（５年間）において、毎事業年度、情報システムの構築・改修に対して、民間企業で専門的な知識と経験を有する最高情報セキュリティアドバイザー（令和４年度以前はCIO補佐官）への事前相談やヒアリングを通じて、情報システム開発の計画段階から、業務の実態、調達担当課の要望、情報システムとしての全体像、必要な要件等を把握した。また、個別の情報システムの観点のみではなく、使用しているミドルウェア及びフレームワーク、共通基盤情報システムであるNITE-LANシステムのライフサイクル、費用等を総合的に考慮し、調達方法の提案、個別システム担当部署への調整支援等を行った。 令和６年度には、情報システムの適切な管理等を実施するため、「情報システムの管理に関する方針」を策定した。 ●PJMOの支援及び情報システム整備に係る投資対効果の精査 令和５年度にPMO組織であるデジタル監を設置し、個別システム担当部署への支援の取組として、３件（製品事故調査管理システム、文書管理システム、人事給与システム）の支援を実施した。また、情報システム整備に係る投資対効果の精査を、調達額2,000万円以上（令和５年10月31日までは1,000万円以上）の高額調達案件全件（16件）に対して実施した。 令和６年度は、個別システム担当部署への支援の取組として、４件（文書管理システム、人事給与システム、ホームページリニューアル、化審法連絡システム）の支援を実施した。また、情報システム整備に係る投資対効果の精査を、調達額2,000万円以上の高額調達案件全件（５件）に対して実施した。 ●その他、業務効率化に向けた取組 令和４年度から、旅費計算及び旅費精算に係る業務にアウトソーシングサービスの導入を開始し、業務効率化を図った。	
--	---	---	--

4. その他参考情報